

千葉県告示第331号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により使用料等の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

平成31年4月1日

千葉市長 熊谷俊人

1 委託の先

スポーツクラブNAS株式会社
東京都江東区有明3丁目7番18号
代表取締役 柴山 良成

2 委託施設

青葉の森スポーツプラザ（野球場・陸上競技場・庭球場・弓道場）

3 委託期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで